

神奈川県立かながわ男女共同参画センター男女共同参画支援室貸付要領

(趣旨)

- 1 この要領は、神奈川県立かながわ男女共同参画センター（以下「センター」という。）の男女共同参画支援室（以下「支援室」という。）の貸付け等について、神奈川県立かながわ男女共同参画センター条例（昭和57年3月30日神奈川県条例第3号）及び神奈川県立かながわ男女共同参画センター条例施行規則（昭和57年5月15日神奈川県規則第36号）（以下「規則」という。）に定めるもののほか、必要な事項を定めるものとする。

(貸付けの基本)

- 2 貸付けの基本については、次のとおりとする。
- (1) 貸付予定日の3箇月前までに、センターの自主事業等での使用予定がない時間帯を対象とする。
 - (2) 次の項目をすべて満たす団体を貸付けの対象とする。
 - ア 女性の自立と男女のあらゆる分野への参画を促進することを直接の目的としていること。
 - イ 事前に利用団体登録をされていること。

(対象施設等)

- 3 この要領の対象となる支援室は、次表のとおりとする。

支援室名	室数	定員
男女共同参画支援室A（合同庁舎2階東側）	1	27名
男女共同参画支援室B（合同庁舎2階西側）	1	27名
男女共同参画支援室C（別棟南側）	1	30名
男女共同参画支援室D（別棟北側）	1	30名

(貸付けの範囲)

- 4 支援室の貸付けの範囲は、次表のとおりとする。

支援室名	範囲
男女共同参画支援室A、B、C、D	男女共同参画に資する各種会議、研修会、集会、学習会、講座、交流会、その他これらに類するもの。

(申込み受付時間)

- 5 申込み受付時間は、開館日の午前9時から午後5時までとする。

(申込み受付期間)

- 6 申込み受付期間は、次表のとおりとする。

支援室名	受付期間
男女共同参画支援室A、B、C、D	利用日の3箇月前の同日（3箇月前の同日がない場合及び、休館日の場合は、直後の開館日）から利用日の当日まで。

(利用日数の限度)

- 7 同一の利用団体による利用日数の限度は、次表のとおりとする。

支援室名	利用日数の限度
男女共同参画支援室A、B、C、D	1箇月に原則5日まで。（利用の時間、部屋数は不問）

(利用時間)

- 8 利用時間は、次のとおりとする。

- (1) 利用は、開館日の午前9時から午後9時まで（土曜日、日曜日は午後5時まで）とする。
- (2) 利用時間は、2時間単位（午前9時から午前11時、午前11時から午後1時、午後1時から午後3時、午後3時から午後5時、午後5時から午後7時、午後7時から午後9時）とする。

(3) 利用時間には、準備及び後片付けの時間を含むものとする。

(利用申込み)

9 利用申込みについては、次のとおりとする。

- (1) 申込者は、電話又は窓口において必要事項（団体名、登録番号、申込者氏名、連絡先、利用目的、利用希望の施設及び利用日時等）をセンター職員（以下「受付者」という。）に申し出て、施設の空き状況を確認することができる。
- (2) 受付者は、申込者からの申し出により仮予約を受け付ける。ただし、利用の可否については、次号及び10の規定による手続きにより効力を生ずるものとする。
- (3) 申込者は仮予約後すみやかに、かながわ男女共同参画センター男女共同参画支援室利用申込書（規則第1号様式）（以下「利用申込書」という。）を神奈川県立かながわ男女共同参画センターの長（以下「所長」という。）へ提出する。ただし、当該支援室の利用に伴い託児を依頼する場合は、当該託児に係る託児依頼申込書を提出するまでに利用申込書を提出する。

(利用承認通知書の交付)

10 所長は、利用申込書の提出があったときには適否を総合的に審査し、利用を承認する場合、すみやかにかながわ男女共同参画センター男女共同参画支援室利用承認通知書（規則第2号様式）を交付する。

(利用者が守るべき事項の申込手続等)

11 規則第10条に定める事項で許可を要するものの申込手続等については、次のとおりとする。

- (1) 利用者は、当該支援室の利用に伴い、ポスター等の掲示、危険物等の搬入、火器等の使用、物品の販売等（規則第10条に定める事項で許可を要するもの）を行う場合は、次表に掲げる区分に応じ、申込書を所長に提出する。ただし、同条第4号に規定する動物のうち、盲導犬、聴導犬、介助犬については、提出を要しないものとする。

区分	申込書
第3号に規定する行為	ポスター等掲示申込書（第1号様式）
第4号に規定する行為	危険物等搬入申込書（第2号様式）
第5号に規定する行為	火器等使用申込書（第3号様式）
第8号に規定する行為	物品販売等申込書（第4号様式）

- (2) 前号の申込書の提出は、利用申込書の提出以降で利用日の8日前（8日前が休館日の場合は、直前の開館日）までにしなければならない。ただし、8日前（8日前が休館日の場合は、直前の開館日）を過ぎた場合で特にこれらの行為を希望する場合はセンターと協議し、所長が認めた場合は、当日まで申込みを受けることとする。
- (3) 所長は、利用者から提出された第1号の申込書を総合的に審査し、その結果を次表に掲げる区分に応じ、利用者に通知する。

区分	承認（不承認）通知書
第3号に規定する行為	ポスター等掲示承認（不承認）通知書（第5号様式）
第4号に規定する行為	危険物等搬入承認（不承認）通知書（第6号様式）
第5号に規定する行為	火器等使用承認（不承認）通知書（第7号様式）
第8号に規定する行為	物品販売等承認（不承認）通知書（第8号様式）

(貸出機器の申込手続等)

12 貸出機器の申込手続等については、次のとおりとする。

- (1) 利用者は、当該支援室の利用に伴い、貸出機器の貸出を依頼する場合は、利用申込書の提出以降で利用日の前日（前日が休館日の場合は、直前の開館日）までに貸出機器申込書（第9号様式）を所長に提出する。ただし、前日を過ぎた場合で特に貸出を希望する場合はセンターと協議し、所長が認めた場合は、当日まで申込みを受けることとする。
- (2) 所長は、貸出機器申込書の提出があったときには、その承認（不承認）を利用者に連絡する。

(使用料の徴収方法)

13 使用料については、現金により利用当日の利用前に徴収するものとする。

(鍵の貸出し)

14 鍵の貸出しについては、使用料の支払確認後に行う。貸出開始の時間については、利用時間からとする。

(申込みの変更及び取消し)

15 利用申込書提出後の申込みの変更及び取消しについては、次のとおりとする。

(1) 申込みの変更及び取消しについては、電話又は窓口で利用前日までに申し出なければならない。

(2) 年度中の当日及び無断のキャンセルについては、次表のとおり貸出停止期間を設ける。

当日キャンセル、無断キャンセルの回数	貸出停止期間
1回目	なし
2回目	翌日から30日間
3回目以降	翌日から90日間

(終了後の確認)

16 受付者は、鍵を受領し、必要に応じ部屋の確認を行う。

(その他)

17 この要領に定めるもののほか、支援室の貸付け等に関し必要な事項は、所長が定める。

附 則

この要領は、平成27年3月1日から施行する。

附 則

この要領は、令和5年9月1日から施行する。

附 則

この要領は、令和8年2月25日から施行する。

(第1号様式)

ポスター等掲示申込書

年 月 日

神奈川県立かながわ男女共同参画センター所長 殿

団体名

代表者名

次のとおりポスター等掲示を申込みます。

1 掲示場所

2 掲示期間

3 目的

4 掲示物件

名称

数量

5 掲示方法

6 責任者 氏名

住所

電話

(注)ポスター等の見本・資料を添付してください。

(第2号様式)

危険物等搬入申込書

年 月 日

神奈川県立かながわ男女共同参画センター所長 殿

団体名

代表者名

次のとおり危険物等搬入を申込みます。

1 搬入場所

2 搬入期間

3 目的

4 搬入物件

名称

数量

5 搬入方法

6 搬入後の措置

7 責任者 氏 名

住 所

電 話

(注)危険物等の見本・資料を添付してください。

(第3号様式)

火 器 等 使 用 申 込 書

年 月 日

神奈川県立かながわ男女共同参画センター所長 殿

団 体 名

代表者名

次のとおり火器等使用を申込みます。

- 1 使用場所
- 2 使用期日・時間
- 3 使用目的
- 4 火器等の種類、容量
火気 ()
特別な設備 ()
- 5 安全確保対策
- 6 責任者 氏 名
住 所
電 話

(第4号様式)

物 品 販 売 等 申 込 書

年 月 日

神奈川県立かながわ男女共同参画センター所長 殿

団 体 名

代表者名

次のとおり物品販売等を申込みます。

1 申込の内容 物品販売 募金 参加費徴収

2 販売・募金場所

3 販売・募金期間

4 募金・物品販売等の目的

5 販売物件及び価格

名 称

価 格

6 募金の寄付先

住所

団体名

氏名(代表者)

電話

7 参加費の金額

8 販売・募金に従事する者の人数

9 責任者 氏 名

住 所

電 話

(注)本事業に関する収支予算書を添付してください。

(第5号様式)

ポスター等掲示承認(不承認)通知書

年 月 日

様

神奈川県立かながわ男女共同参画センター所長

年 月 日付けで申込みのあったポスター等掲示については、
〔 (申込みのとおり・次の条件を付して) 承認
不承認 〕

を決定しましたので、通知します。

〔 (条件)
1 壁、柱、窓、扉等にくぎ類、鋸を打ち込んだり、テープで留めたりしない
こと。 〕

(第6号様式)

危険物等搬入承認(不承認)通知書

年 月 日

様

神奈川県立かながわ男女共同参画センター所長

年 月 日付けで申込みのあった危険物等搬入については、
〔 (申込みのとおり・次の条件を付して) 承認
不承認 〕

を決定しましたので、通知します。

〔 (条件)
1 搬入の際、承認通知書を掲示すること。 〕

(第7号様式)

火器等使用承認(不承認)通知書

年 月 日

様

神奈川県立かながわ男女共同参画センター所長

年 月 日付けで申込みのあった火器等使用については、
〔 (申込みのとおり・次の条件を付して) 承認
不承認 〕

を決定しましたので、通知します。

〔 (条件)
1 火気の周囲には、可燃物を置かないこと。 〕

(第8号様式)

物品販売等承認(不承認)通知書

年 月 日

様

神奈川県立かながわ男女共同参画センター所長

年 月 日付けで申込みのあった物品販売等については、
〔 (申込みのとおり・次の条件を付して) 承認
不承認 〕

を決定しましたので、通知します。

〔 (条件)
1 公序良俗に反する行為の禁止 〕

(第9号様式)

貸出機器申込書

年 月 日

神奈川県立かながわ男女共同参画センター所長 殿

団体名

代表者名

次のとおり機器の貸出を申込みます。

利用日	年 月 日
利用機器	<input type="checkbox"/> プロジェクター (本体、リモコン、電源コード、コンピューターケーブル、USBケーブル、HDMIケーブル 各1) <input type="checkbox"/> スクリーン (付属品なし) <input type="checkbox"/> マイクセット (アンプ1、マイク2、電源コード1、マイク設置部品2)
利用責任者	

注意事項

- ・紛失、破損しないように大切にお使いください。

かなテラスチェック欄	
返却確認	